



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第456号 令和4年5月17日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
306	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	秘書課
307	救急病院の申出が撤回された件	医療政策課 広域医療室
308	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
8	令和4年クロスボウ講習会の開催日時等を公表する件	

徳島県告示第三百六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年五月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県広報番組「旬感！あわだより」の制作・放送 五十本
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
徳島県経営戦略部秘書課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国放送株式会社
徳島市中徳島町二丁目五番地二
- 五 契約金額
七十四万五千八百円（一本当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第三百七号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和四年五月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	撤 回 年 月 日
国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹国一三番地	令和四年三月三十一日

院

二

徳島県告示第三百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和四年五月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大麻町板東字辻見堂七一番二の一部	徳島市南二軒屋町二丁目 四番二四号	株式会社ライフリビ ンゲ
小松島市坂野町字竹のはな五番一並びに六 番一及び七番一の各一部	東京都品川区大崎一丁目 一番二号	株式会社ローソン
同 赤石町字入船一〇五番二	鳴門市瀬戸町明神字鳴谷 一一一番地	岡島 哲也
名西郡石井町藍畑字第十 五一五番五	名西郡石井町石井字石井 四四四番地の二	株式会社岡萬商店
板野郡松茂町笹木野字八上八九番七及び九 〇番三の一部	阿波市土成町吉田字城根 木一七番地三	出口 久美子
同 北島町中村字蛇池二三番一及び二四 番一並びに二三番一及び二四番一の各地先 町有地	香川県高松市林町二二一 七番地五〇	ミサワホーム四国株 式会社
同 北村字千田ノ木五〇番五、五 一番二及び五二番一	徳島市住吉四丁目五番九 二号	株式会社パパベル

徳島県公安委員会告示第 8 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 の 2 第 1 項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 19 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 5 月 17 日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

1 開催の日時及び場所

令和 4 年に開催する現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定によるクロスボウの許可を受けていない者であって、新たにクロスボウの所持許可を受けようとしているものに対して行う講習会（以下「講習会」という。）の日時及び場所は、次のとおりとする。

開催日時	開催場所
6 月 28 日（火）午前 9 時	小松島警察署
9 月 6 日（火）午前 9 時	小松島警察署
12 月 6 日（火）午前 9 時	小松島警察署

2 受講手続

(1) 講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前 8 時 30 分から午前 9 時までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

(2) 提出書類

講習の申込みの際は、講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 20 条に規定する講習受講申込書をいう。）1 通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）を貼り付けること。

(3) 手数料

講習会の手数料として、次に掲げる金額に相当する徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

6,900 円

(4) その他

講習会の受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

3 講習

(1) 講習時間等

講習会の講習時間は、午前 9 時から午後 3 時まで（正午から午後 1 時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に、正誤式による筆記試験を実施する。

(2) 講習に持参するもの

ア ボールペン（黒色）

イ HB又はBの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ 消しゴム

(3) 講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に講習修了証明書（法第5条の3の2第2項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

4 その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。